

各関係者 あて

和歌山県の農業農村整備に関する提案書



スプリンクラーによる散水状況 「有田地方」

令和2年6月

和歌山県土地改良事業団体連合会

和歌山県ため池保全整備連絡協議会

和歌山県の農業農村整備に関する提案書

和歌山県の農業農村整備事業の推進につきまして、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

本県では、京阪神に隣接した立地条件と冬期温暖な気象条件を活かし、果樹栽培が盛んで、農業産出額の構成比は全国とは大きく異なり、果実が 64.6% と半分以上を占め果樹農業に特化しています。

特に県の基幹農作物である「みかん」「うめ」「かき」は全国シェア 1 位となっています。

これらの産地を支えているのが、昭和 40 年代から実施している国営及び県営、団体営事業で整備した農業用水利施設（スプリンクラー施設）を始め、農道、単軌道などの土地改良施設です。

しかしながら、各地で長年継承してきた土地改良施設の老朽化が一段と進んでいるなか、特にスプリンクラー等の末端施設の補修・更新に多額の費用が必要となっています。

有田みかんの産地である有田地方では、土地改良区が行う主要な畑かん施設の補修として、適正化事業で年間 43,000 千円、また園地配管の漏水対策工事で年間 150 件、20,000 千円程度の単独の補修費用が必要となっています。小規模な漏水対策が多く、適正化事業が活用できないため、組合員の負担は大きなものになっています。

今後、担い手農家へ農地を集積させるためにも、農家負担を軽減させる必要があります。

有田川土地改良区 畑地かんがい施設 修理費集計表					
年度	件数	費用(千円)	年度	件数	費用(千円)
平成21年度	176	21,941	平成26年度	123	17,253
平成22年度	159	23,557	平成27年度	101	12,006
平成23年度	87	11,665	平成28年度	158	17,696
平成24年度	206	25,534	平成29年度	202	22,914
平成25年度	214	32,113	平成30年度	137	14,716
合計				1,563	199,395



T-Sソケット破損：漏水事故



復旧状況

また、農業・農村の有する多面的機能は、国土の保全、水源の涵養など国民に恵みをもたらす重要な機能であり、日本型直接支払制度はこれら機能の発揮を支える上で、極めて有用な制度であるため、各集落・組織が安定的に取り組めることが必要です。

一方で、多面的機能支払交付金制度の取組に際し、高齢農業者等にとって事務の煩雑さにより、不本意ながら取組を断念する組織もあります。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針で求められる農業の継続には、日本型直接支払制度の適切な実施が不可欠であり、新しい生活様式に適合した地域の話合いや共同活動などを進めるために柔軟な制度対応が必要です。

次に、本国会で「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が設立しました。本県には昨年度見直された防災重点ため池が 2,504 ケ所あり、これに係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る必要があります。

ハード対策については、特別措置法に基づき「防災工事等推進計画」の策定を行い、県・市町・ため池管理者の役割分担を定め、整備を進めていく必要があります。また、ソフト対策として市町が取組むハザードマップ等は、定額助成を積極的に活用していますが、令和3年度以降で約 500 ケ所が未着手となっており、早期作成が必要と考えています。



ハード対策：全面改修



ソフト対策：ハザードマップ

以上を踏まえ、令和3年度の農業農村整備関係施策につきましては、下記の事項について格段のご配慮を賜りますようお願いを申し上げます。

- 1 農業農村整備事業推進に必要な予算枠の確保
- 2 農業水利施設の維持管理に関する支援を強化する一環として、土地改良施設維持管理適正化事業等の補助事業で、小規模な漏水事故に対応できるよう制度の見直しを行うこと
- 3 日本型直接支払制度の取組にあたり、高齢農業者の負担にならないよう、また新しい生活様式に適合した取組を進めにくために、更なる事務の簡素化及び柔軟な制度対応を行うこと
- 4 ため池の適切な管理や特別措置法に基づく整備の推進のため、必要な財政上の措置及び地方財政措置への特別な配慮を行うとともに、ため池の整備を推進するため、地域の実情に応じた国営・県営事業の採択要件の緩和等を行うこと
また、ハザードマップ作成等を促進するため、定額助成制度を令和3年度以降も継続すること
- 5 国営総合農地防災事業 和歌山平野地区の推進並びに国営土地改良事業 南紀用水二期地区の早期事業着手

和歌山県土地改良事業団体連合会

会長 二階俊博

和歌山県ため池保全整備連絡協議会

会長 日裏勝己

果樹産地の競争力の維持・強化

小規模な漏水事故に活用できるよう土地改良施設維持管理適正化事業の制度拡充

- ・本県では、排水、日当たりの優れた急傾斜園地（段々畑）で、果実を栽培
- ・国営、県営、団体営施設（農業用水利施設、農道等）で産地を下支え

昭和40年代に整備したスプリンクラー施設の老朽化が著しく、漏水事故が多発（年間150件、補修費約20,000千円）



老朽化したT-Sリッケット破損：1件当たり130千円程度

【老朽化対策・現状】

- ・県営造成施設 ⇒ 基幹水利施設ストックマネジメント事業
及び維持管理適正化事業を活用
- ・団体営施設 ⇒ 計画的な補修・更新は、維持管理適正化事業を活用

但し、**小規模な漏水対策は改良区単独事業**

担い手農家へ農地を集積させるため、農家が負担する補修費を低減させる

- ・土地改良施設維持管理適正化事業に、事後保全型を創設
⇒ 土地改良区の受益地内の全ての園内配管施設を加入、年度計画の範囲内(一定額)で事後保全整備を可能とする(裏面参照)